病気やけがで日常生活やお仕事に支障のある方へ　～無料相談会～

生活支援として年金を受け取ることができるかもしれません

国による生活保障の年金

経済面の支援

身体障害、内臓疾患やうつなどの精神疾患

殆どの傷病が対象

公的年金専門の社会保険労務士による

障害年金無料相談会

（完全予約制）
（約一時間。先着３名様）



障害年金という名称から、身体障害をイメージされる方がほとんどです。
しかし、ほとんどの病気やけがが対象となる現役世代の方への制度です。
うつ病などの精神疾患やガンなどでも受給できます。
働いていたらもらえない、先に障害者手帳をもっていないと手続きできない、といったルールもありません。
当相談室をご利用になったお客様でも、働きながら受給されている方はいらっしゃいます。
お客様のご相談は、安心してお話していただけるよう、個室でお相手いたします。ひとりで悩まず、ぜひお気軽にご相談くださいませ。

さくら社会保険労務士事務所
枚方市南楠葉1-1-41昭光ビル3階
特定社会保険労務士　本山美子
全国社会保険労務士会連合会登録番号27200007

◆よくあるご相談

- ✔自分は年金受給の対象になるの？
- ✔病気で働けなくなった。社会保険はどうすれば…？
- ✔役所で説明は受けたが、複雑でよくわからない…
- ✔担当医に対象ではないと言われたけれど…

人生を変える障害年金を、
早く確かな方法で
あなたへ届けたい

☎ 072-845-4210

メールフォーム